

## 農林水産大臣賞選賞審査報告書の提出要領について

昭和 49 年 8 月 30 日付け 49 日農振第 193 号

日本農林漁業振興会会長通知

一部改正：平成元年 6 月 1 日付け元日農振第 132 号

〃：平成 4 年 5 月 19 日付け 4 日農振第 116 号

〃：平成 9 年 12 月 25 日付け 9 日農振第 481 号

日本農林漁業振興会理事長通知

〃：平成 25 年 9 月 6 日付け 25 日農振第 341 号

〃：平成 29 年 7 月 31 日付け 29 日農振第 167 号

〃：平成 30 年 7 月 31 日付け 30 日農振第 188 号

〃：令和元年 6 月 26 日付け元日農振第 79 号

### 1. 提出先

選賞審査報告書は、公益財団法人日本農林漁業振興会に提出すること。

ただし、都道府県区域及びブロック区域を事業範囲とする農林水産団体等の主催する行事については、それぞれの主催者の所在する都道府県知事の副申を添付して提出すること。

### 2. 提出部数 正本 1 部及びその電子データ（電子メールの添付ファイルまたは CD 等で提出）

### 3. 提出期限 表彰行事終了後 1 ヶ月以内（ただし、6 月中に表彰行事の終了したものは同月中）

### 4. 報告書の作成

- (1) 別紙様式記の 1. 農林水産大臣賞受賞者については、農林水産大臣賞受賞者ごとに、作成のこと。
- (2) 1 表彰行事が複数部門にわたって行われた場合（例えば〇〇共進会、受賞部門～農産・蚕糸、園芸、畜産等の場合）は、別紙様式の記 1. については、(1) に準じて農林水産大臣賞受賞者ごとに、記の 2. については、部門ごとに作成のこと。
- (3) 出品者の概要欄には、受賞した出品財の特徴を詳しく記載すること。
- (4) 審査に際し、参考と思われる資料を添付すること。

### 5. 農林水産大臣賞選賞審査報告書補完資料について

「農林水産大臣賞選賞審査報告書補完資料の作成について」(平成 24 年 2 月 9 日付け 24 日農振第 28 号) に基づく、補完資料については、選賞審査報告書と同時に提出すること。

### 6. その他

その他、選賞審査報告書の提出に当たっての具体的な方法については、振興会が別に定め、ホームページ上に掲載する。

附 則（昭和 49 年 8 月 30 日付け 49 日農振第 193 号）

この提出要領の改正後の規定は、昭和 49 年 9 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（平成元年 6 月 1 日付け元日農振第 132 号）

この提出要領の改正後の規定は、平成元年 8 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（平成 4 年 5 月 19 日付け 4 日農振第 116 号）

この提出要領の改正後の規定は、平成 4 年 8 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（平成 9 年 12 月 25 日付け 9 日農振第 481 号）

この提出要領の改正後の規定は、平成 10 年 8 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（平成 25 年 9 月 6 日付け 25 日農振第 341 号）

この提出要領の改正後の規定は、平成 25 年 8 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（平成 29 年 7 月 31 日付け 29 日農振第 167 号）

この提出要領の改正後の規定は、平成 29 年 8 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（平成 30 年 7 月 31 日付け 30 日農振第 188 号）

この提出要領の改正後の規定は、平成 30 年 8 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（令和元年 6 月 26 日付け元日農振第 79 号）

この提出要領の改正後の規定は、令和元年 7 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。